

# 雇用ニュース

2020年3月



八千代町の東蒔田天満社は近年話題の桜の撮影スポットで、満開の頃はたくさんのお見物客で賑わう。神社の主祭神である菅原道真公の読んだ和歌が書かれた御朱印も人気を集める。

(写真提供：八千代町まちづくり推進課)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

・ 県内の雇用情勢	2
・ 八千代町と茨城労働局が「雇用対策協定」を締結しました！	3
・ 公正採用等人権啓発研修会を開催しました！	3
・ 求人企業の皆さまへ「改正職業安定法（求人不受理）について」	4～5
・ 「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました！	6
・ 障害者雇用納付金制度の申告申請のご案内	6
・ 日立・土浦労働基準監督署からのお知らせ	7
・ ハローワーク便り（「障害者就職面接会」(後期)を開催しました！）	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

## 令和2年1月 有効求人倍率 1.56 倍

「雇用情勢は、求人倍率について高水準で推移しているものの、改善の動きには弱さがみられます。」

### 新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 20,214 人  
前年同月比 9.6%減 2 か月連続の減少  
・フルタイム 11,223 人 前年同月比 13.2%減  
・パートタイム 8,991 人 前年同月比 4.6%増

② 主要産業別の増減

増加: 医療, 福祉(前年同月比 19.9%増)  
など

減少: サービス業(前年同月比 29.3%減)  
卸売業, 小売業(前年同月比 20.5%減)  
製造業(前年同月比 17.6%減)  
など

### 新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 9,100 人  
前年同月比 0.1%減 2 か月ぶりの減少  
・フルタイム 5,885 人 前年同月比 0.6%減  
・パートタイム 3,215 人 前年同月比 0.7%増

② 年齢別の状況(常用求職者)

・34 歳以下の若年者の申込状況  
2,568 人 前年同月比 8.3%減

・60 歳以上の高齢者の申込状況  
2,084 人 前年同月比 10.6%増

### 雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,949 件	前年同月比 2.6%増	2 か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	7,992 件	前年同月比 18.5%増	5 か月連続の増加
雇用保険被保険者			
資格取得者数	8,861 件	前年同月比 0.2%増	4 か月ぶりの減少
資格喪失者数	10,596 件	前年同月比 0.2%増	6 か月ぶりの増加
うち事業主都合離職者数	606 件	前年同月比 20.5%増	2 か月連続の増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

### 雇用ニュースクイズ

今月号3ページでは茨城労働局と八千代町の雇用対策協定締結の記事を紹介しており、今後、地域に密着した効果的な雇用対策の実施が期待されるところです。

ところで、八千代町は生産量日本一の特産品があることで有名ですが、それは以下のうちどれでしょうか？

- ① 白菜      ② キャベツ      ③ レタス



答えは、7Pに掲載しています。

## 八千代町と茨城労働局が 「雇用対策協定」を締結しました！



茨城労働局長  
福元 俊成

八千代町長  
谷中 聡氏

八千代町(町長 谷中 聡氏)と茨城労働局(局長 福元 俊成)は、これまでも地域の雇用に係る様々な課題において連携を図ってきましたが、雇用の創出・確保や移住者・若年者の就労支援等を一層強化することを目的に、令和2年2月13日(木)、雇用対策協定を締結しました。茨城県では、市町村との雇用対策協定締結は10例目となります。

具体的な事業内容は、八千代町と茨城労働局で設置する運営協議会において、毎年協議していくこととなりますが、第1回の会議を3月中に開催することとしております。

### 運営協議会での主な協議事項等

- 雇用の創出・確保
- 移住者・若年者の就労支援
- 女性の就労機会の創出
- 障害者の就労支援
- 高齢者の雇用対策の推進
- 生活困窮者等の就労支援

## 公正採用等人権啓発研修会を開催しました！

茨城労働局は茨城県保健福祉部 福祉指導課 人権施策推進室と共同で、令和2年2月4日(火)牛久市中央生涯学習センターにおいて「令和元年度公正採用等人権啓発研修会」を開催しました。

本研修会は、公正な採用選考システムの確立に必要な知識・理解及び認識を深めること、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の慣用を図ることを目的として開催したものです。

当日は、一般財団法人 CSO ネットワークサステナビリティコミュニケーターの梁井裕子氏より「SDGsと人権 ～誰ひとり取り残さない社会の実現に向けてこれからの企業に求められること～」についての講演、「公正な採用選考が企業にもたらすもの」のビデオ上映、茨城労働局職業安定部職業対策課の地方職業安定監察官より「外国人の採用・雇用に当たっての留意事項について」の説明がありました。参加事業所等は314所、参加人数は362名でした。



茨城労働局職業安定部職業対策課  
森田地方職業安定監察官による説明の様子

厚生労働省では、就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様方に御協力と御努力をお願いしています。事業主の皆様方におかれましては、公正な採用選考の考え方について御理解いただきまして、差別のない公正な採用選考の実施にむけて積極的な取り組みをお願いします。





求人企業の皆さまへ

## 改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、職業紹介事業者は、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となります。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、職業紹介事業者に求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

職業紹介事業者は、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、**求人の申し込みを受理しないことができます。**（④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されます。）

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**  
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人**

- 職業紹介事業者は、求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して自己申告を求めるべきとされており、職業安定法では、**求人者は、職業紹介事業者からその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。
- また、職業紹介事業者は、求人の申込みが上記の①～⑥に該当することを知った場合には、その求人の申込みを受理しないことが望ましいとされています。



- 正当な理由なく、職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった場合は、**求人の申し込みが受理されないこととなりますので、自己申告にご協力ください。**
- また、自己申告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の自己申告をお願いします。**

### 【参考：職業安定法】

- 第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。
- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
  - 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
  - 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

以下に該当する場合には、求人申し込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人申し込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、＜強制労働の禁止＞第5条、＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項、＜賃金＞第24条、第37条第1項及び第4項、＜労働時間＞第32条、第36条第6項（第2号及び第3号）、第141条第3項、＜休日・休暇等＞第34条、第35条第1項、39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、＜年少者関係＞第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、＜妊産婦関係＞第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 （※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用される場合を含む。
最低賃金法	第4条第1項
職業安定法	＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項、第2項及び第3項、＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の4、＜求人申し込み時の報告＞第5条の5第3項、＜委託募集＞第36条、＜労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止＞第39条、第40条、＜労働争議への不介入＞第42条の3において読み替えて準用する第20条、＜秘密を守る義務＞第51条
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項 （※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用される場合を含む。
育児・介護休業法	第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条、第26条及び第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む） （※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用される場合を含む。

■ 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」（令和元年法律第24号）の施行に伴い、令和2年6月1日から、対象となる規定などの一部が改正され、以下の①または②の規定に違反し、勧告・公表された場合も、求人不受理の対象となります。

○ 追加される対象となる法律の規定

- ①労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止  
具体的には：男女雇用機会均等法第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第25条第2項
- ②職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止  
具体的には：労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。）

○ 追加される対象となるケース

労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合など

## 「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました！

「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」とは・・・  
 茨城労働局は、茨城県や茨城県教育庁等の関連機関と連携して、新規学卒者等の就職支援に係る企画・調整を行い、地域における新規学卒者等の就職支援と、企業の人材確保の実現に向けた協議の場として、「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を設置しています。



会場の様子

茨城労働局は、令和2年2月18日（火）、茨城労働総合庁舎において「令和元年度 第二回 茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました。新規学校卒業予定者の就職環境については、茨城県経済が緩やかに回復しつつある中で、企業の従業員の採用意欲も高まりがみられるなど、一部に厳しさがみられるものの改善が進んでいる状況にあります。しかしながら、就職を希望しながら就職が決まらないまま卒業した未内定者も少なからずいるため、こうした方についても、適正と能力に応じた就職が一日でも早く実現できるよう、継続して個別的に就職支援を行っていくことが必要と考えています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少していく中で、県内企業、特に中小企業が持続的に成長していくためには、若年労働力の確保は必要かつ欠かせないものとなっておりますが、採用に関しては厳しい状況となっております。

今回は、以下の内容について意見交換を行いました。

- (1) 高校生への就職支援について
- (2) 大学生等への就職支援について
- (3) 新卒応援ハローワークにおける就職支援について

## 障害者雇用納付金制度の申告申請のご案内

<<対象：常用雇用労働者数が100人を超える事業主の皆様 >>

種別	対象期間	申告申請期限	提出方法	納付期限・支給時期
障害者雇用納付金	平成31年 4月1日 ～	令和2年 4月1日 ～	① 送付 ② 持参 ③ 電子 申告申請	1 全納の場合 令和2年5月15日まで
障害者雇用調整金	令和2年 3月31日	令和2年 5月15日		2 延納の場合 (第1期) 令和2年5月15日まで (第2期) 令和2年7月31日まで (第3期) 令和2年11月30日まで
在宅就業障害者 特例調整金				令和2年10月から12月末まで の間に支給

調整金及び特例調整金は、申請期限を過ぎた申請に対しては支給できませんので、ご注意ください。

◆ 納付方法 ①銀行窓口 又は ②ペイジー（インターネットバンキング）

### 障害者雇用納付金制度とは

「障害者雇用納付金制度」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、事業主から「障害者雇用納付金」を徴収するとともに、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給を行っています。

◆ 問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課 TEL:029-300-1215

# 日立労働基準監督署 土浦労働基準監督署 からのお知らせ

令和2年4月1日（水）から、ダイヤルイン（直通電話）になります。

日立労働基準監督署と土浦労働基準監督署では、令和2年4月1日（水）からダイヤルインを導入します。以後担当部署に直接電話がつながります。

## <ダイヤル案内>

日立労働基準監督	業 務	土浦労働基準監督署
第一、二方面（監督） 0294-22-5187	36 協定・就業規則等各種届出の受理、労働基準法等に係る許可・認定の調査、労働条件等の監督指導に関する事など。	方面（監督） 029-821-5127
第三方面（安全衛生） 0294-88-3980	労働災害防止、労働者の健康確保に関する指導、ボイラー・クレーン等の検査、機械の設置届・計画届、労働安全衛生法に係る免許・技能講習等、労働者死傷病報告等に関する事など。	安全衛生課 029-882-7021
労災課 0294-88-3981	労災保険の給付、労働保険の加入等に関する事など。	労災課 029-882-7022
総合労働相談コーナー 0294-88-3977	労働条件・その他労働問題、解雇・雇止め、賃金引下げ、いじめ嫌がらせ等の相談に関する事など。	総合労働相談コーナー 029-882-7017

受付時間：開庁日（土日、祝祭日、年末年始以外）の8時30分から17時15分まで。

## ●ハローワーク便り●

### 「障害者就職面接会」（後期）を開催しました！



県南会場の様子（2月13日）

茨城労働局及び県内各ハローワークは、茨城県と共催により今年度も「障害者就職面接会」（後期）を2月7日から18日にかけて県内4会場で開催しました。面接会には203社の企業と550人の障害者の方（いずれも延べ数・速報値）が参加するなど、企業の障害者雇用に対する理解と障害者の方の就職意欲の高まりが感じられた面接会となりました。

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が2.2%（民間企業）となり、令和3年4月までに更に0.1%引き上げられる予定です。茨城労働局及びハローワークでは、茨城県と共同で法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守を指導するとともに、障害者の新規雇入れ及び職場定着に関する援助を行っています。障害者の雇用に関するご相談は、最寄りのハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

### 雇用ニュースクイズの答え

①でした。

八千代町は県内でも有数の園芸産地であり、白菜は秋冬白菜、春白菜が生産されており、10月下旬から6月中旬まで収穫・出荷が行われています。秋冬白菜は霜に当たって繊維が柔らかくなり、葉の糖分が増えるため甘味も増し、鍋料理の名脇役として最適です。春白菜はみずみずしく、ふんわりしているのが特徴で、生のままサラダなどでもおいしく食べられます。

また、八千代町ではメロンや梨の栽培も盛んであり、梨は県の銘柄産地の指定を受けています。



茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
30年4月	19,495	3,959	15,295	11,586	3,330	2,976	56,739	37,482	3,365	5,845
5	18,131	4,259	13,656	10,004	3,140	2,054	55,077	37,878	3,281	7,365
6	19,093	4,254	14,693	8,509	2,678	1,663	53,289	36,452	3,157	7,093
7	20,088	3,989	15,954	8,437	2,712	1,619	54,102	35,226	2,859	7,575
8	19,121	4,398	14,469	8,592	2,853	1,474	55,104	34,591	2,700	7,845
9	19,207	4,618	14,361	8,221	2,578	1,471	55,649	34,068	2,782	7,300
10	21,978	4,646	17,192	9,554	3,007	1,912	56,792	35,157	3,155	7,511
11	19,346	4,368	14,762	7,684	2,429	1,455	56,393	33,613	2,759	7,086
12	17,673	3,857	13,574	6,017	1,911	1,204	55,613	30,968	2,457	6,625
31年1月	22,355	4,564	17,634	9,113	2,799	1,884	56,228	31,336	2,252	6,747
2	21,026	4,591	16,249	9,245	2,768	1,962	58,392	32,986	2,734	6,573
3	18,551	4,125	14,214	9,299	2,867	2,030	58,546	35,038	3,647	6,452
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 年 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
30年4月	2.16	2.35	1.62	1.60	▲ 0.4	4.6	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 8.1	▲ 4.0	▲ 9.6	▲ 3.5	180	2.5
5	2.13	2.37	1.61	1.60	1.9	5.5	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 2.0	▲ 3.9	▲ 0.9	158	2.3
6	2.30	2.44	1.60	1.61	3.7	0.2	▲ 9.6	▲ 9.3	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.6	▲ 5.2	168	2.5
7	2.22	2.44	1.62	1.62	4.1	3.7	3.1	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 2.0	▲ 0.3	172	2.5
8	2.08	2.39	1.61	1.63	0.8	3.4	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 3.0	▲ 6.3	▲ 6.7	▲ 2.3	170	2.5
9	2.30	2.49	1.64	1.63	▲ 1.8	▲ 6.6	▲ 14.4	▲ 14.9	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 6.8	▲ 1.6	162	2.3
10	2.23	2.40	1.60	1.63	▲ 0.6	4.6	6.4	3.0	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 3.8	0.8	163	2.4
11	2.19	2.43	1.61	1.63	6.5	2.6	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 5.3	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 1.0	168	2.5
12	2.30	2.42	1.63	1.62	▲ 1.9	▲ 5.7	▲ 6.4	▲ 7.0	▲ 6.5	▲ 7.3	▲ 4.5	▲ 0.7	159	2.4
31年1月	2.33	2.44	1.65	1.63	5.8	2.8	▲ 0.0	▲ 1.4	▲ 2.9	▲ 5.1	▲ 1.5	1.4	166	2.5
2	2.28	2.45	1.64	1.63	3.7	2.1	▲ 3.8	▲ 3.6	▲ 6.8	▲ 5.0	3.6	1.8	156	2.4
3	2.21	2.43	1.63	1.62	▲ 12.5	▲ 6.0	▲ 4.4	▲ 7.8	▲ 9.4	▲ 8.5	4.1	0.8	174	2.5
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 年 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。